

(新しい勤務先で特別徴収を継続する場合)

《記入例 1》

給与支払者の個人番号又は法人番号及び給与所得者の個人番号を記入してください。

特別徴収税額通知書の「指定番号」及び「宛名番号」を記入してください。

特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
 なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号		106350		
宛名番号		60		
所属		総務課給与係		
氏名		福岡 ゆかり		
担当当先		092-292-3259 内線 (1623)		
電話				
所在地		〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1		
フリガナ		マルバツショウジ		
氏名又は名称		株式会社 × 商事		
個人番号又は法人番号				
フリガナ		チュウオウ ジロウ		
氏名		中央 二郎		
生年月日		年 月 日		
個人番号				
受給者番号		25846		
1月1日現在の住所		福岡市中央区大名2丁目5-31		
異動後の住所				
特別徴収税額 (年税額)		(ア) 90,000円		(イ) 37,500円
徴収済額		(ウ) 52,500円		未徴収税額 (ア) - (イ)
異動年月日		5年 10月 31日		11月 5日
異動の事由		1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死亡 4. 専ら身分 5. 合併・解散 6. 合併・理由 7. その他		
異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者指定番号		(新規) 法人番号
所在地		〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目8-1		担当当先
フリガナ		パツマルブツサン		所属
氏名又は名称		株式会社 × 物産		氏名
				博多 かずこ
				電話
				092-711-4207 内線 (1660)
				新しい勤務先へは、月割額 7,500円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
				受給者番号 15978
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
				月 日
				円
				左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため		5年度 普切・一括・転勤・不要
		3. 死亡による退職であるため		年度 普切・一括・転勤・不要
				連絡 月・額・発 事業 履・送・異 個人 履・送
				不要 済・元フ・市外(連絡) 区・納管

「1」と記入してください。

(ア) の欄の金額から (イ) の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

新しい勤務先に月割額、徴収開始月を必ず連絡し、新しい勤務先の名称、所在地、電話番号等を記入してください。